

J R 東海労
大二運分会

交差点

No. 2 2 6
2009 年 2 月 2 7 日
責任者：高原弘幸
発行：教宣部

国土交通省近畿運輸局 へ指導を要請！

J R 東海会社の「安全を脅かす行為」に 対する指導を要請しました！

2月2日、分会は「住田課長代理による運転妨害と、勝見指導科長によるパワーハラメント行為」について国土交通省近畿運輸局に対して会社への指導要請を行いました。

昨年12月24日、組合員が運転を担当するのぞみ65号の発車3分前に新幹線鉄道事業本部運輸営業部住田課長代理（前大阪第二運輸所運転科長、指導科長）が突然、運転台に乗り込み、運転士の運転操縦を妨害した行為と、その後、職場で組合員が日勤などの事情聴取で管理者から受けた「パワーハラメント」行為で体調を崩し乗務出来なくなった問題について監督官庁としての指導を要請しました。

鉄道輸送業を営み、新幹線を運転する乗務員の安全・健康を守る行為は会社として責任がありその姿勢が問われます。

しかし、住田課長代理が行った行為は、とても「安全のため」と言える行為ではありません。直接、運転とは関係のない掲示の試問や、基本通りの作業に言いがかりをつける行為は元管理者であったとしても運輸課長代理とあろう者が直に行う業務でしょうか。

当該の運転士は「運転に集中できないからやめて下さい」と主張しましたが、住田課長代理はそのまま試問を続けました。集中できなくなった運転士は列車を停めなければならなくなる寸前のところまで精神的に追い込まれました。

地本は会社に対して、運転に支障するような添乗、試問は止めるように申し入れを行っていますが、会社は真摯に答えようとはしていません。

私たちは安心して働ける職場を目指して具体的に取り組みを行っています。

社員の皆さん!安心して働ける職場を創るために共に声を出しましょう!
職場の問題点があれば東海労の役員まで連絡ください。